

令和 8 年度 実施設計書

審査 設計者

工事番号
(設計書コード) 38-FE250-09-01-01

委 託 名 令和8年度（市単）藪田川詳細設計（箱型函渠）業務委託

路線河川名	藪田川	委 託 箇 所	藤枝市 高田 地内
-------	-----	---------	-----------

委託金額

委 託 期 間 令和 9 年 1 月 2 9 日限り

委 託 概 要		
施設構築詳細設計	1	式
土留工 詳細設計 自立式	1	式

歩掛・単価適用年度 令和 8年 6月 基本単価 令和 8年 6月 地区コード 220 地区

起 終 点 指 定

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計業務等委託					
直接人件費					
- 設計業務	式	1			
-- 設計業務	式	1			
--- 一般構造物設計 門型ラーメン・箱型函渠	式	1			
---- 箱型函渠現地踏査	ヶ所	1			設計第 1号表
---- 箱型函渠詳細設計	式	1			設計第 2号表 M5002
---- 構造物耐震設計 (レベル1・2地震動)	箇所	2			設計第 5号表 M5003 見積
---- 構造物設計 (基礎工)	箇所	2			設計第 10号表 M5005 設計業務等標準積算基準書 3-2-134, 135

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
--- 仮設構造物詳細設計					
	式	1			
---- 土留工 詳細設計 自立式 基本+類似構造物 基数：2基					設計第 12号表 M5006
	式	1			
--- 共通					
	式	1			
---- 打合せ等（一般構造物設計） 中間打合せ＝1回					設計第 15号表
	業務	1			
直接人件費計					
直接経費					
旅費交通費（率）（区分：設計）					
	式	1			
電子計算機使用料					
	式	1			電子計算機使用料明細表参照
電子成果品作成費（概略・予備・詳細設計）					
	式	1			

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接経費計					
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価					
一般管理費等	式	1			
業務価格計					

種 別	細 別	単 位	数 量	集計額	金 額
-----	-----	-----	-----	-----	-----

式 1

iii

箱型函渠現地踏査

設計第 1号表

金 円 1ヶ所当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
計					

M5002

箱型函渠詳細設計

設計第 2号表

金	円	1 式 当り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
箱型函渠詳細設計 1連1層、予備設計あり、標準設計使用しない、ウイング設計行わない、断面数=1 $\theta=90^{\circ}$		式	1			設計第 3号表
箱型函渠詳細設計 1連1層、予備設計なし、標準設計使用しない、ウイング設計行わない、断面数=1 類似構造物、 $\theta=90^{\circ}$		式	1			設計第 4号表
計						

金 円 1 式 当り 箱型函渠詳細設計 1 連 1 層、予備設計あり、標準設計使用しない、ウイング設計行わない、断面数=1 $\theta=90^{\circ}$ 設計第 3 号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
設計計画	式	1			
設計条件の確認	式	1			
設計計算	式	1			
設計図	式	1			
数量計算	式	1			
照査	式	1			
報告書作成	式	1			
計					

金 円 1 式 当り					
箱型函渠詳細設計 1連1層、予備設計なし、標準設計使用しない、ウイング設計行わない、断面数=1 類似構造物, $\theta = 90^\circ$					
設計第 4号表					
積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計計画	式	1			
設計条件の確認	式	1			
設計計算	式	1			
設計図	式	1			
数量計算	式	1			
照査	式	1			
報告書作成	式	1			
計					

M 5 0 0 3		構造物耐震設計 (レベル1・2地震動)			設計第 5号表			
金	円	1箇所当り		見積				
積算項目		単位	数量	単価	金額	摘要		
調査		式	1			設計第 6号表 補正率=0.32 T5001 #		
条件設定						式	1	
耐震設計		式	1					
照査						式	1	
計								

T 5 0 0 1

調査

設計第 6号表

金	円	1 式 当り					
積 算 項 目			単位	数量	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)			人				#
技師 (B)							#
計			人				

T 5 0 0 2		条件設定		設計第 7号表		
金 円		1 式 当り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
主任技師						#
		人				
技師 (A)						#
		人				
技師 (B)						#
		人				
技師 (C)						#
		人				
計						

T 5 0 0 3		耐震設計		設計第 8号表		
金	円	1 式 当り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)						#
		人				
技師 (B)						#
		人				
技師 (C)						#
		人				
技術員						#
		人				
計						

T 5 0 0 4

照査

設計第 9号表

金 円 1 式 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				#
計					

M 5 0 0 5

構造物設計 (基礎工)

設計第 10号表

金 円 1箇所当り

設計業務等標準積算基準書 3-2-134,135

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
基礎工設計 地盤処理工	式	1			設計第 11号表 補正率=0.95 設計業務等標準積算基準書 3-2-134,135
計					T5011

T 5 0 1 1

基礎工設計
地盤処理工

設計第 11号表

金 円 1 式 当り

設計業務等標準積算基準書 3-2-134,135

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				#
技師 (A)	人				#
技師 (B)	人				#
技師 (C)	人				#
計					

M 5 0 0 6

土留工 詳細設計 自立式
基本+類似構造物 基数：2基

設計第 12号表

金 円 1 式 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土留工 詳細設計 自立式 基本構造物 基数：1基	式	1			設計第 13号表
土留工 詳細設計 自立式 類似構造物 基数：1基	式	1			設計第 14号表
計					

金 円 1 式 当り 土留工 詳細設計 自立式 基本構造物 基数：1基 設計第 13号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
設計計画	式	1			
設計計算	式	1			
設計図	式	1			
数量計算	式	1			
照査	式	1			
報告書作成	式	1			
計					

金 円 1 式 当り 土留工 詳細設計 自立式 類似構造物 基数：1基 設計第 14号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
設計計画	式	1			
設計計算	式	1			
設計図	式	1			
数量計算	式	1			
照査	式	1			
報告書作成	式	1			
計					

打合せ等 (一般構造物設計)
中間打合せ=1回
設計第 15号表

金 円 1 業務 当り						
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
業務着手時		回				
中間打合せ		回				
成果品納入時		回				
計						

委託業務の品質確保における特記仕様書（標準）

本業務の品質確保を徹底するため、引渡し後の成果物の品質に関し、留意事項を定めるものです。

1 設計図書等の作成（工事関連業務）

成果物の引渡し後であっても、次に記載する事項で発注者の指示があった場合においては、原則として無償で設計図書等の作成及び修正を行うものとする。

（ア）設計と現場の乖離（設計と現場が合わない）により設計変更が生じたとき

（イ）設計の不備・誤謬等により設計変更が生じたとき

2 設計内容についての助言等（工事関連業務）

（１）重要な事項等に関しては、必要に応じて関係者へ説明を行うなど、支障が生じないよう適切に対応するものとする。

（２）成果物の引渡し後であっても、発注者が設計内容についての助言等を求めた場合においては、適切に応じるものとする。

（３）受注者は、発注者の指示において本業務に係る工事を請け負う者から協議事項や質疑事項に関して問い合わせ等があった場合、これを発注者によるものとして、誠意をもって適切に対応するものとする。

3 委託業務共通事項

（１）受注者は、成果物に契約不適合があった場合、完了検査等に合格したことをもって免れるものではないため、成果物に修正を施すなど誠実に対応するものとする。

（２）受注者は、発注者より期待した成果物と実態が乖離していると指摘を受けた場合、前項各号と同様に誠意をもって適切に対応するものとする。

障害者差別解消法等に基づく差別的取扱いの禁止及び合理的配慮 の提供についての留意事項に関する特記事項

（受注者の責務）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定）第 2 条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

個人情報取扱特記仕様書

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 複写又は複製の禁止

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、複写し、又は複製してはならない。

7 再委託の禁止

受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

8 資料等の返済等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

9 従事者への周知

受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

10 実地調査

発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

11 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

遠隔臨場の実施に関する特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の対象であり、受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。

（定義）

第1条 遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査のことをいう。

（適用）

第2条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等により映像及び音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことをいう。

（実施方法）

第3条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

（1）事前調整

受注者は、監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

（2）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）

第4条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

（1）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

（2）立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認項目欄又は検査依頼書の検査の種類欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

（3）立会・段階確認、検査の実施

受注者は、所定の日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場で確認を実施するものとする。

（4）立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

（機材等の手配・仕様）

第5条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

- (1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
- (2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。
- (3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第6条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

令和8年度（市単）藪田川詳細設計（箱型函渠）業務委託 特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、藤枝市が発注する「令和8年度（市単）藪田川詳細設計（箱型函渠）業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

第2条 業務目的

本業務は、藤枝市高田地区における藪田川改修に伴い、ボックスカルバートおよび付随する仮設構造物（土留工）等の詳細設計を実施し、工事発注に必要な成果を作成することを目的とする。当該地区は準用河川藪田川流域に近接することから、出水時の安全性や既存施設との取り扱い、河川管理者との協議事項を十分に踏まえ、耐震性を確保した計画・設計を行う。

第3条 履行箇所

本業務の履行箇所は、次のとおりとする。

藤枝市 高田 地内

第4条 通則

受注者（以下「乙」という。）は、静岡県土木設計業務等委託共通仕様書、関連する示方書・基準類（道路橋示方書、道路土工—カルバート工指針、河川砂防技術基準（設計編）等）、および本特記仕様書に基づき、発注者（以下「甲」という。）と常に密接に連絡を取り、正確かつ誠実に業務を行うものとする。

本業務の設計にあたっては、甲が別途実施している市道5地区241・242号線及び藪田川改修事業の整備事業との整合を図るものとする。乙は、甲の指示に基づき密に連携し、設計条件、工程、成果品の仕様等について調整を行うこと。

第5条 業務内容

本業務の業務内容は、以下のとおりとする。

【設計業務】

箱型函渠詳細設計（2箇所） N=1式

本業務における設計は、以下の項目について実施するものとする。

- (1) 設 計 計 画：現地状況、貸与資料（地質調査報告書等）、関係機関協議事項等を踏まえ、設計の基本条件を設定する。
- (2) 構造物設計（基礎工）：直接基礎を前提とし、支持力、滑動、転倒等に対する安定計算を行う。
また、地盤条件に応じて不同沈下等を防止するための地盤改良工の設計も合わせて検討すること。

- (3) 構造計算：常時荷重、活荷重、土圧等に対する構造計算、および以下の耐震設計を行う。
耐震設計：レベル1地震動およびレベル2地震動に対する照査を行う。
- (4) 図面作成：一般図（平面図、縦断図、横断図）、構造詳細図、配筋図、基礎構造図、地盤改良関連図等を作成する。
- (5) 数量計算：工事発注に必要な工種・規格ごとの数量を算出する。
- (6) 照査：設計計算書、設計図、数量計算書等の成果品全般について照査を行う。

土留工 詳細設計 自立式（基数：2基） N=1 式

本業務における設計は、以下の項目について実施するものとする。

- (1) 設計計画：施工条件、周辺環境等を踏まえ、設計の基本条件を設定する。
- (2) 構造計算：土圧、水圧等に対する安定計算、部材照査を行う。
- (3) 図面作成：仮設計画図、構造詳細図、部材表等を作成する。
- (4) 数量計算：工事発注に必要な工種・規格ごとの数量を算出する。
- (5) 照査：設計計算書、設計図、数量計算書等の成果品全般について照査を行う。

打合せ

業務着手時、中間1回、納品時 計3回

第6条 環境保全措置

本業務箇所周辺には、静岡県の指定希少野生動植物であるカワバタモロコ（淡水魚類）が生息しているため、設計に際しては関係機関等と十分な協議を行い、特に工事中の環境負荷軽減に配慮するものとする。

具体的には、濁水対策の仮設計画を検討するとともに、基礎材等から発生するアルカリ排水が水質に与える影響を考慮し、天然碎石（C-40 など）の活用や適切な排水処理設備の配置など、水質保全に向けた対策を検討し、その内容を設計図書に反映するものとする。

第7条 成果品の提出

本業務が完了したときは、成果品を完了届とともに提出する。また、甲が必要と認める成果については、業務途中においても部分提出する。

成果品および本業務にて作成した資料等は甲に帰属し、監督員の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。本業務は電子納品対象業務とし、最新のウイルス対策ソフトでチェックのうえ提出する。

【提出物】

- ・業務報告書 A4 製本 1 部
- ・電子データ（CD-R 等）（正）（副） 2 部

第8条 貸与資料

甲が所有する以下の資料、及び関係機関等において所有する資料については、甲が用意し貸与する。

- ・関連する整備方針・過年度成果品（地質調査報告書等を含む）
- ・監督員が必要と認めたもの

第9条 安全管理

業務遂行（現地踏査等）にあたり、交通状況に即した保安措置を講じ、安全の確保を図る。

また、河川区域内または近接での現地作業においては、事前に気象情報及び河川水位情報を確認し、出水時や異常気象時における作業員の退避計画等を定めて安全管理に努めること。

第10条 その他

本仕様書に記載無き事項、または、疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。